

■生活環境分野

1. 施策方針E 健康的で安全安心な暮らしの保持

ア. 施策の現状と課題

公害の発生防止と迅速な対応では、関係法令等に基づく申請や届出の機会を捉えた指導及び注意喚起を行い、ケースに応じて東京都等関係機関とも連携を図りながら取り組んでいます。

多摩市公式ホームページに農業以外でのごみ焼却、いわゆる野焼きに関する注意喚起や、「多摩市の公害対策」の記事を追加するなどして市民への啓発も進めています。また、取組みを強化している河川の水質汚濁の防止については、発生時の被害拡大防止に努め、原因者が特定できた場合の現状復帰と再発防止のための指導を行っています。引き続き、指導や啓発などにより、公害の発生を未然に防ぐ取組みが必要です。

市内の定期的な大気、水質及び流量、ならびに交通量等を測定し、また、空間放射線量の定点測定や市民から依頼のあった食品検査を実施して、これらの結果を多摩市公式ホームページで公表しています。今後も市民の健康的で安全安心な暮らしのため、様々なモニタリング調査等を行いながら、生活環境データの蓄積と理解しやすい情報提供をしていくことが必要です。

【施策の取組み状況評価】※評価の表記 取組みが前進した  変わらない  取組みが後退した 

施策と取組み項目		評価			
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
14 公害の発生防止と迅速な対応	① 公害の発生防止				
	② 公害への迅速な対応				
15 生活環境の保全	① 生活環境の保全のためのモニタリング(定期調査と情報提供)				
16 放射線への対応	① 放射線にかかる情報提供と迅速な対応				

イ. これからの取り組みと役割

○施策 14：公害の発生防止と迅速な対応

①取組み項目：公害の発生防止【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・東京都等の関係機関と連携を図り、関連法や条例等に基づいた規制・指導・監視により、工場や建設現場からの公害の発生防止を図る。 ・水質事故や野外焼却等による公害の発生を未然に防止するための啓発活動を実施する。(環境政策課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境を悪化させたり、迷惑をかける恐れのある行為を行わない。 ・家庭から排出される化学物質に関心を持ち、不必要な使用を控えるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連法や条例等を遵守し、生活環境の悪化を未然に防ぐ。 ・PRTR制度(化学物質排出管理促進法に基づく届出や公表の制度)を利用し、化学物質の適正管理・使用を行う。

市民が安心して生活するために、今後も関係法令等に基づく規制・指導・監視を行うほか啓発にも努めながら、公害の発生を未然に防ぐ取り組みを進めます。

②取組み項目：公害への迅速な対応【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・公害等が発生した場合の市への緊急連絡体制等を整備するよう、事業者等を指導する。 ・環境回復に向けた必要な処置・対応を行う。(環境政策課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境を悪化させたり、迷惑をかける恐れのある行為を行った場合、迅速に市や東京都などに報告し、環境回復に向けた必要な処置・対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境を悪化させたり、迷惑をかける恐れのある行為を行った場合、迅速に市や東京都などに報告し、環境回復に向けた必要な処置・対応を行う。

今後も公害発生時には、迅速に環境回復に向けた必要な対応を行います。

○施策 15：生活環境の保全

①取組み項目：生活環境の保全のためのモニタリング(定期調査と情報提供)

【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・大気、水質及び流量、ならびに交通量等を把握するとともに、測定結果を公表する。(環境政策課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境に悪影響が生じていると疑われる場合、市や東京都などに連絡を行う。 ・市が行う環境測定に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境に悪影響が生じていると疑われる場合、市や東京都などに連絡を行う。 ・市が行う環境測定に協力する。

市内の環境がどのような状況にあるかを定期調査等により把握し、公害の発生防止や公害への迅速な対応につなげ、測定結果を公開してきます。

※取組み項目名にある【新規】【変更】【継続】は、それぞれ現基本計画の施策から、新たに追加する内容、変更する内容、取組みを引継いでいる内容を示しています。

○施策16：放射線への対応

①取組み項目：放射線にかかる情報提供と迅速な対応【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・東京都等の関係機関と連携を図り、大気、水、土壌等の放射線量を把握し、必要な情報提供を迅速に行う。 ・国等の定める基準を超えた放射線量が確認された場合、関係機関と連携して、除染等の必要な対応を図る。 (環境政策課、関係課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい情報に基づく、冷静な行動に努める。 ・市が行う環境測定に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動の中で、放射線等について、必要な情報提供を行う。 ・事業活動の中で、国等の定める基準を超えた放射線量が確認された場合、市や関係機関と連携して、必要な対応を図る。 ・市が行う環境測定に協力する。

今後も必要に応じて空間放射線量の測定等を行い、放射線に対する市民の安心と正しい知識の提供に取り組みます。

1. 施策方針F 美しく快適なまちの保持

ア. 施策の現状と課題

まちの環境美化については、だれもが住みやすく「安全で快適な美しいまち」の実現を目指すため、平成24年10月に「多摩市まちの環境美化条例」を施行し、ごみのポイ捨てや路上喫煙のない、美しく快適なまちに向けた取組みを進めています。

平成26年度からまち美化キャンペーンと別の取組みであった市民清掃デーを合同実施とし、さらに規模の大きなキャンペーンとして、地域清掃への呼びかけからまちの環境美化につながる取組みをしています。また、路上喫煙の防止については、喫煙スポット設置場所の移転等による改善や、路上喫煙禁止の看板の設置などに取り組んでいるものの、吸い殻のポイ捨てやペットのふんの放置の問題などを含め、まちの環境美化に関して市民からの苦情等は依然少なくない状況にあります。今後も市民や事業者の協力によりマナー向上を図りながら、まちの環境美化を進めていく必要があります。

通行や歩行者等の妨げとなる路上駐車や放置自転車の防止に向けては、有料駐輪場の整備を進めるとともに、違法駐車防止の啓発活動や放置自転車クリーンキャンペーン等の取組みにより、放置自転車の減少など、目に見える成果を上げています。引続き、モラルを持って適切に自動車や自転車を利用していただくことが大切です。

みどりと都市が調和した街なみの保持では、原風景や歴史・文化を感じることでできる景観づくりの方針を「多摩市都市計画マスタープラン」の改定時に位置付けたことや、東京都と各市区合同で改定した「緑確保の総合的な方針」の中で、原風景を残す景観上も貴重な地区として既存の3箇所を将来の保全に向け段階的に確保をするための検討すべき「確保候補地」に位置付け、原風景等の保全に取り組んでいます。

市公共施設等の建設に際しては、率先して街なみとの調和を図ることが重要で、学校の大規模改修に伴い景観法による「東京都景観計画」に基づく届出を行い、民間開発等では関係法令や「多摩市街づくり条例」などに基づき、事業者へ必要な助言・指導により取組みを進めています。

地域主体の街なみの保全や育成に向け、一地区の地区計画に地区整備計画の追加や、「聖蹟桜ヶ丘駅北口周辺地域街づくり計画」を認定し、地区計画等の適切な活用の支援を進めています。

【施策の取組み状況評価】※評価の表記 取組みが前進した  変わらない  取組みが後退した 

施策と取組み項目		評価			
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
17まち美化の推進	①まち美化の推進				
18路上駐車・放置自転車の防止	①路上駐車・放置自転車の防止				
19みどりと都市が調和した街なみの保持	①原風景の保全				
	②街なみに配慮した建物等の建設				
	③街なみの保全や育成等に関する制度等の活用				

イ. これからの取り組みと役割

○施策17：まち美化の推進

①取り組み項目：まち美化の推進【変更】

市	市民(市民団体等)	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・「多摩市まちの環境美化条例」に基づきまちの美化の推進を図る。 ・市民団体等と連携し、まちの美化の推進を図る。 ・「多摩市まちの環境美化条例」施行後の条例の市民への周知状況を把握して、新たな施策展開を検討し取り組む。(環境政策課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみのポイ捨てや不法投棄をしない、喫煙マナーの向上、犬のふんの放置や落書き行為を行わないなど、まちの美化を阻害する行為を行わない。 ・市と連携し、まちの美化の推進を図る。 ・地域での清掃活動への参加や、自宅周辺の清掃に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市と連携し、まちの美化の推進を図る。 ・貼り紙チラシの放置や捨て看板等、まちの美化を阻害する行為を行わない。 ・地域での清掃活動への参加や、事業所の周辺の清掃に努める。

市の役割として、平成24年10月から施行した「多摩市まちの環境美化条例」の周知状況を踏まえた新たな施策展開を検討し取り組んでいくことを追加し、また、地域での清掃活動への参加を市民（市民団体等）、事業者の取り組み内容に位置付け、まち全体の環境美化をさらに進めます。

○施策18：路上駐車・放置自転車の防止

①取り組み項目：路上駐車・放置自転車の防止【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、自転車放置禁止区域を見直すとともに、公共駐輪場を適切に整備する。 ・市民団体等と連携し、違法駐車や放置自転車の防止を図るため、監視やキャンペーン等を実施する。(道路交通課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・路上駐車や放置自転車を行わず、駐車場や駐輪場を適切に利用する。 ・市と連携を図りながら、違法駐車や放置自転車の防止を図るための監視やキャンペーン等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多摩市街づくり条例」等に基づき、適切に駐車場や駐輪場を整備・維持管理する。

路上駐車・放置自転車は改善傾向にあり、引続き、モラルを持って適切に自動車や自転車を利用していただく取り組みを推進します。

※取り組み項目名にある【新規】【変更】【継続】は、それぞれ現基本計画の施策から、新たに追加する内容、変更する内容、取り組みを引継いでいる内容を示しています。

○施策19：みどりと都市が調和した街なみの保持

①取組み項目：原風景の保全【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
・多摩市の原風景や、歴史・文化を感じることのできる景観の保全のため、良好な景観ポイントの周知等を行う。 (都市計画課、公園緑地課)	・多摩市の原風景や、歴史・文化を感じることのできる景観の保全に努める。	・多摩市の原風景や、歴史・文化を感じることのできる景観の保全に努める。

良好な景観づくりのため、今後も開発指導やみどり確保候補地の将来の確保に向けて取り組みます。

②取組み項目：街なみに配慮した建物等の建設【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
・公共施設等の建設に際して、街なみに調和するように努める。 (行政管理課、都市計画課、施設建設担当課) ・開発事業やマンション、住宅等の建設に際して、関係法令や「多摩市街づくり条例」等に基づき、必要な助言・指導を行う。 (都市計画課)	・住宅等の建設に際して、周囲の風景や街なみに調和するように努める。	・開発事業やマンション、住宅等の建設に際して、周囲の風景や街なみに調和するように努める。

引続き、街なみに調和した公共施設等の建設・改修に努め、民間の開発事業等には、関係法令や「多摩市街づくり条例」等に基づく必要な助言・指導をしていきます。

③取組み項目：街なみの保全や育成等に関する制度等の活用【継続】

市	市民(市民団体等)	事業者
・地域主体の街なみの保全や育成に際して、地区計画等の適切な活用を支援する。 (都市計画課)	・地域主体の街なみの保全や育成のために、地区計画等の街のルールを活用を検討する。 ・地区計画等の街のルールに基づき、良好なまちの環境を守り育てよう努める。	・開発事業やマンション、住宅地等の建設に際して、街なみの誘導や保全のために、地区計画等の街のルールを活用を検討する。

今後も地区計画等の適切な活用により地域主体の街なみの保全や育成を支援します。

3. 管理指標

ア. 施策の実施効果と課題

①大気汚染にかかる環境基準適合率

毎年度 SO₂、NO₂、SPM、CO は環境基準を満たしているものの、Ox（光化学オキシダント）は環境基準を満たしていません。

市独自の分析では、他市と比較して市内では光化学オキシダントの発生原因となる VOC（揮発性有機化合物）を含む化学物質の環境中への排出量は少ないため、市域を越境した広域的な影響によるものが大きいと推測しています。

②水質汚濁にかかる環境基準適合率

pH、BOD、SS、DO は概ね環境基準を満たし、大腸菌群数は環境基準に達していないものの改善傾向にあります。今後も継続的な調査の実施が必要です。

③地区計画の地区整備計画面積

一地区の地区計画に地区整備計画の追加をしたことから増加し、良好な街なみ形成につながっています。今後は、「多摩市街づくり条例」に基づいた住民発意による新規地区の掘り起こしが課題です。また、地区整備計画策定から長期間が経過し、地域の実情が策定当時と変化しているところについては、計画の変更が困難な状況にあります。

④ポイ捨てのないきれいなまちと感じる市民の割合

60%以上を維持していますが、目標の達成に向けては、市民のまちの環境美化に対する意識向上の取組みがさらに必要となっています。

⑤放置自転車台数

継続的に実施している放置自転車禁止区域での撤去や啓発活動により、目標に向けて着実に減少し取組みの実施効果が大きく表れています。

【目標の評価】 ※評価の表記 目標を達成  目標に対して前進  変わらない  目標に対して後退 

管理指標	基準値 (H22)	H24	H25	H26	H27	目標値 (H33)	進捗 評価	
①大気汚染にかかる環境基準適合率 ※SO ₂ 、NO ₂ 、SPM、CO、OXのパーセンテージは、夏期または冬期に市内複数箇所で測定した地点のうち、環境基準を満たした地点数の割合を表している。これらを総合して評価した結果を管理指標としている。	SO ₂	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	目標達成	
	NO ₂	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	目標達成	
	SPM	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	目標達成	
	CO	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	目標達成	
	OX	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
	総合評価							
②水質汚濁にかかる環境基準適合率 ※pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数のパーセンテージは、夏期および冬期に市内複数箇所で測定した地点のうち、環境基準を満たした地点数の割合を表している。これらを総合して評価した結果を管理指標としている。	pH	64.0%	79.0%	85.0%	42.0%	67.0%	100.0%	
	BOD	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	目標達成
	SS	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	目標達成
	DO	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	目標達成
	大腸菌群数	50.0%	36.0%	15.0%	17.0%	75.0%	100.0%	
	総合評価							
③地区計画の地区整備計画面積	400ha	410ha	410ha	410ha	410ha	420ha		
④ポイ捨てのないきれいなまちとを感じる市民の割合(※4)	-	-	65.0%	73.0%	62.0%	100%に近づける		
⑤放置自転車台数	219台	267台	167台	94台	48台	0台に近づける		

(※1)みどり率の基準値は平成21年度の数値。算出は5年に一度を目処に実施しているため、平成24年度、25年度、27年度の数値はない。なお、みどり率の算出にあたり、前回(平成21年度)の集計結果に、都立公園の都市計画決定面積が含まれていたため、これを除き改めて算出した。基準値及び実績値は改めて算出した数値を使用している。

(※2)世論調査の結果を元に算出しているが、平成26年度は世論調査を実施していない。

(※3)世論調査の結果を元に算出しているが、平成24年度は世論調査を実施していないため、平成23年度の調査結果を記載

(※4)ポイ捨てのないきれいなまちとを感じる市民の割合は、多摩市まちの環境美化条例の施行が平成24年10月1日であったため、平成25年度より評価を開始しており、進捗評価は平成26年度から実施

イ. これからの管理指標の設定

①大気汚染にかかる環境基準適合率【継続】

直接的な効果を把握する施策方針		E 健康的で安全安心な暮らしの保持	間接的な効果を把握する施策方針	
基準値	目標値	指標の説明	計測方法	
Ox達成率 0% (H22)	全て基準値を 満たす (H33)	大気汚染物質である、SO2、NO2、SPM、CO、Oxの濃度を定期的に測定したうえで、市内の主な大気汚染の原因であるOx(光化学オキシダント)について、基準値を満たしているか把握します。	環境省告示に基づき、市内複数地点で測定を行います。 (環境政策課)	

引続き、定期調査を行い、現状を把握し調査結果を公表して、公害の発生防止と迅速な対応につなげます。

②水質汚濁にかかる環境基準適合率【継続】

直接的な効果を把握する施策方針		E 健康的で安全安心な暮らしの保持	間接的な効果を把握する施策方針	
基準値	目標値	指標の説明	計測方法	
pH達成率64% BOD達成率100% 大腸菌群数達成率 50% (H22)	全て基準値を 満たす (H33)	主な水質汚濁の指標となるpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数について定期的に測定を行い、環境基準値を満たしているか把握します。	環境省告示に基づき、多摩川、大栗川、乞田川で測定を行います。 (環境政策課)	

引続き、定期調査を行い、現状を把握し調査結果を公表して、公害の発生防止と迅速な対応につなげます。

※管理指標名にある【新規】【変更】【継続】は、それぞれ現基本計画から、新たに追加する内容、変更する内容、指標を引継いでいる内容を示しています。

③地区計画の地区整備計画面積【継続】

直接的な効果を把握する施策方針		F 美しく快適なまちの保持	間接的な効果を把握する施策方針	
基準値	目標値	指標の説明	計測方法	
400ha (H22)	420ha (H33)	地区整備計画とは、地区計画区域内において、良好な住環境を保全するなどの地区のまちづくりのルールとなる事項を定めたものです。 地区の特性に応じた具体的なまちづくりのルールを策定している面積を増やすことをめざし、良好な街なみ形成につなげていきます。	地区計画区域内で、地区整備計画を策定している区域面積を毎年把握します。 (都市計画課)	

今後においても、本管理指標を地域主体の街なみの保全や育成に関する制度等の活用につなげていきます。

④ポイ捨てのないきれいなまちとを感じる市民の割合【継続】

直接的な効果を把握する施策方針		F 美しく快適なまちの保持	間接的な効果を把握する施策方針	
基準値	目標値	指標の説明	計測方法	
— (H22)	100%に 近づける (H33)	まちの環境美化の取組みの理解や浸透の度合いを測るために、アンケート等により、ごみのポイ捨てのないきれいなまちとを感じる市民の割合を把握します。	定期的実施される環境に関するイベント等においてアンケート調査を実施して、数値を把握します。 (環境政策課)	

引続き、アンケート調査を行い、現状を把握し調査結果を活用して、まちの環境美化に関する取組みを進めます。

⑤放置自転車台数【継続】

直接的な効果を把握する施策方針		F 美しく快適なまちの保持	間接的な効果を把握する施策方針	
基準値	目標値	指標の説明	計測方法	
219台 (H22)	0に近づける (H33)	市内4駅周辺の駐輪場を計画的に整備し、自転車放置禁止区域内の放置自転車をなくすことで、歩行者の安全とともにきれいで美しいまちをめざします。	毎年、10月の平日に、4駅周辺の自転車放置禁止区域内の放置台数を把握します。 (道路交通課)	

引続き、自転車放置禁止区域内の放置台数を把握して、駅周辺の安全で快適な環境を目指し取組みを進めます。